

年 月 日

甘楽町長 様

甘楽町特殊詐欺電話対策機器貸出申請書

下記のとおり、特殊詐欺電話対策機器貸出しを申請します。申請にあたっては、裏面の特殊詐欺電話対策機器貸出しに伴う誓約事項に同意します。

ふりがな 氏 名		性別	男・女
住 所	〒370-22____ 甘楽町大字		
生年月日	年 月 日	年齢	歳
連 絡 先	【機器設置電話番号】 —	【携帯電話番号】 — —	
世帯構成	1 70歳以上でひとり暮らしの世帯 2 70歳以上の夫婦世帯 3 日中、70歳以上のみの世帯 (70歳未満の方と同居しているが、仕事等で日中不在など)		
設置方法	設置を自分で行います ・ 設置を依頼します		

- 1 申請後、町で審査のうえ、設置が適切と判断した方に機器を貸出します。従って、申請の受付が機器の貸出しを確約したものではありません。審査段階で申請者宅へ電話又は訪問し、聞き取りをする場合があります。
- 2 機器の貸出期間は、機器の引き渡しをした日から1年間となります。
- 3 機器設置を希望される場合は、町職員が訪問し設置します。

【 同 意 書 】

本申請書の提出にあたり、甘楽町が私及び私の世帯の住民登録情報を確認することに同意します。

※この申請書の個人情報、機器の貸出し手続き以外には利用いたしません。

署名

印

※担当課処理欄

受付印	審査結果	不可の理由	
	可 ・ 否		
機器の引渡日	年 月 日	機器番号	

甘楽町特殊詐欺電話対策機器貸出しに伴う誓約事項

- 1 特殊詐欺電話対策機器（以下「機器」という。）は、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 機器は、私自身の責任において大切に使用いたします。
- 3 機器を第三者へ転貸しません。
- 4 機器に不具合や誤作動等が生じた場合は、速やかに町へ連絡いたします。
- 5 貸出申請者の内容に変更が生じた場合は、速やかに町へ連絡いたします。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く）・紛失した場合には、町が提示する実費（修繕又は再購入価格相当分）を負担いたします。
- 7 使用期間が満了したとき及び長期間機器を使用しなくなったときは、速やかに機器を返却いたします。
- 8 機器に録音された音声が必要な場合には、音声データの提供に協力いたします。
- 9 設置された機器の使用状況について、アンケート等が必要な場合は協力いたします。